

沖縄県 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事 試行要領 (案)

令和4年1月26日 土技 第 1259号

沖縄県土木建築部 技術・建設業課

(目的)

第1 本試行要領は、沖縄県 土木建築部発注工事の受注者等に対し、建設キャリアアップシステム (以下「CCUS」という。) の活用を促すために必要な事項を定め、もって建設技能者の処遇改善並びに中長期的な建設技能者の確保及び育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 本試行要領において使用する用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- CCUS活用工事 : 沖縄県 土木建築部発注工事のうち、CCUSを活用するものをいう。
- 下請企業 : 建設業法 (昭和24 年法律第100号) 第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- 技能者 : 元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- CCUS登録事業者 : 元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- CCUS登録技能者 : 元請又は下請企業の技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- 登録事業者率 : $\text{CCUS登録事業者の数} / \text{元請、下請企業の数}$
- 登録技能者率 : $\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$
- 就業履歴蓄積率 : $\frac{\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数 (各技能者のタッチ日数の合計)}}{\text{工事現場へ入場した技能者の数 (各技能者の入場日数の合計)}}$
- 管理者ID登録 : CCUSを活用する工事の元請に所属する技能者が、CCUSにログインするためのIDであって、元請が登録するものをいう。
- カードリーダー : CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- 現場利用料 : CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数 (カードタッチ) ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払う費用をいう。

(対象工事)

第3 沖縄県 土木建築部が発注する全ての建設工事のうち、受注者が希望する工事を対象とする。

なお、令和3年度に限って、本試行要領適用日において継続中の工事にも適用できることとする。

(対象期間)

第4 CCUS活用工事の現場においてCCUSを利用する期間（以下「対象期間」という。）は、現場着手日（準備工事を除く。以下同じ。）から現場完成日（後片付けを除く。以下同じ。）までのうち、休日等を除いたものとする。

ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID登録が完了していない場合の対象期間は、受発注者で協議し決定する。

なお、本試行要領の適用日において継続中の工事（令和3年度に限る。）については、対象期間の開始日を受発注者で協議し決定することとし、開始日から現場完成日（後片付けを除く。以下同じ。）までのうち、休日等を除いたものを対象期間とする。

(実施方法)

第5 CCUS活用工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望によりCCUSを活用する受注者希望型とする。

2 発注者は、CCUS活用工事の発注、又は実施に当たっては、特記仕様書にCCUS活用に関する事項を記載する。

3 受注者は、契約の締結後、工事着手前にCCUS活用の希望の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。

4 受注者は、CCUSを活用する場合、工事完成日までに、登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率を集計し、達成状況を監督員に提出しなければならない。

5 受注者は、CCUSを活用する場合、本試行要領によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し、適正に実施するものとする。

(達成状況の確認)

第6 達成状況の確認は工事完成時点とし、受注者は、工事完成日までに、次の表に掲げる各指標に係る基準の達成状況を記載した資料を作成し発注者へ提出し、CCUS活用工事の達成状況について確認を受けなければならない。

【表1】

指標	基準
登録事業者率	70%
登録技能者率	60%
就業履歴蓄積率	30%

(工事成績評定)

第7 発注者は、第6の規定による確認を行い、第6【表1】に掲げる基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合は、工事成績評定の「5 創意工夫」【その他】として、【CCUSの活用】と記載し評価するものとする。

なお、基準を達成できなかった場合においても減点を行わないものとする。

(未達成項目の報告等)

第8 受注者が、第6【表1】に掲げるいずれかの指標に係る基準を達成しなかった場合は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策（別紙1）を工事完成書類提出時に発注者に報告させるものとする。

(CCUSに係る費用)

第9 CCUS活用工事に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担するものとする。

(その他)

第10 本試行要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

令和4年2月1日より適用する。

(適用時期は、本試行要領（案）適用日以降に予算執行伺いを決裁する工事を対象とする。)